

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 [\(居宅療養管理指導関係部分\)](#)

省令	岡山市条例
<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>(平成十一年三月三十一日) (厚生省令第三十七号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。</p> <p>二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。</p>	<p>岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月19日 岡山市条例第85号</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第70条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。</p>

<p>三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p>七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p>	<p>(3) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(4) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>(6) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p>	<p>勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(8) 基準省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）をいう。</p> <p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法</p>	<p>(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(8) 基準省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）をいう。</p> <p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法</p>
--	--	---	--

<p>第三條 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p>律第145号) 第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。) により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。</p> <p>2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であつてはならない。</p> <p>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター（法第115条の4）第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあつた場合には、</p>
---	---

<p>第二章～第五章 (略)</p> <p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第八十四条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）, 歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第八十五条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」</p>	<p>地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</p> <p>第2章～第5章 (略)</p> <p>第6章 居宅療養管理指導</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第92条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）, 歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第93条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」</p>
--	--

<p>所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」とする。)の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所</p> <p>イ 医師又は歯科医師</p> <p>ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数</p> <p>二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師</p> <p>三 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。)をいう。以下この章において同じ。)である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービス等基準第八十八条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導(指定介護予防サービス等基準第八十七条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第八十八条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p>	<p>という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」とする。)の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所</p> <p>ア 医師又は歯科医師</p> <p>イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数</p> <p>(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師</p> <p>(3) 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。)をいう。以下この章において同じ。)である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導(指定介護予防サービス等基準条例第89条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p>
---	--

<p>(設備及び備品等)</p> <p>第八十六条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第八十九条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第94条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有するほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第91条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p> <p>第八条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第九十条に規定する運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子</p>	<p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p> <p>第八条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第98条に規定する重要事項に関する規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子</p>

<p>情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅療養管理指導事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 指定居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けけない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅療養管理指導事業者の使</p>	<p>情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅療養管理指導事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 指定居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 指定居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けけない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅療養管理指導事業者の使</p>
---	---

<p>用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電 気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定居宅療養管理指導事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事 項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、 その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法に よる承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち指定居宅療養管理指導事業者が使用するも の</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定居宅療養管理指導事業者は、当該利用申込者 又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨 の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する 重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者 又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第九条 指定居宅療養管理指導事業者は、正当な理由なく指定居宅療養管理指導の 提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応) ☆準用</p> <p>第十条 指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の通常 の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。 以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を</p>	<p>用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電 気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定居宅療養管理指導事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事 項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、 その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法に よる承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第二項各号に規定する方法のうち指定居宅療養管理指導事業者が使用するも の</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定居宅療養管理指導事業者は、当該利用申込者 又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨 の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する 重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者 又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第九条 指定居宅療養管理指導事業者は、正当な理由なく指定居宅療養管理指導の 提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応) ☆準用</p> <p>第十 0 条 指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の通 常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。 以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を</p>
--	---

<p>提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならぬ。</p> <p>(受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第十一条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第十二条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第八条第23項に規定する居宅介護支援を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならぬ。</p> <p>(受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第11条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第12条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>
<p>提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならぬ。</p> <p>(受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第十一条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第十二条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第八条第23項に規定する居宅介護支援を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならぬ。</p> <p>(受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第11条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第12条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>

<p>(心身の状況等の把握) ☆準用</p> <p>第十三条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携) ☆準用</p> <p>第六十四条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用</p> <p>第十六条 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号ハ及びビニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。</p>	<p>(心身の状況等の把握) ☆準用</p> <p>第13条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年岡山市条例第31号）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携) ☆準用</p> <p>第70条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用</p> <p>第16条 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。</p>
--	--

<p>(身分を証する書類の携行) ☆準用</p> <p>第十八条 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録) ☆準用</p> <p>第十九条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該指定居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定居宅療養管理指導について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第八十七条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅</p>	<p>(身分を証する書類の携行) ☆準用</p> <p>第18条 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録) ☆準用</p> <p>第19条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該指定居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定居宅療養管理指導について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第95条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅</p>
--	--

<p>療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p>	<p>療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p>
<p>第二十一条 <u>指定居宅療養管理指導事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定居宅療養管理指導</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定居宅療養管理指導</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)</p> <p>第八十八条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>	<p>第21条 <u>指定居宅療養管理指導事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定居宅療養管理指導</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定居宅療養管理指導</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)</p> <p>第96条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止するよう、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>

<p>第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。</p> <p>二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいうちに指導又は助言を行う。</p> <p>三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。</p> <p>四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認められる場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行う。</p> <p>五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</p> <p>六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合</p>	<p>第97条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいうちに指導又は助言を行うこと。</p> <p>(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認められる場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行うこと。</p> <p>(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。</p> <p>(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合</p>
--	---

<p>については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>七 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録する。</p> <p>2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。</p> <p>二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。</p> <p>四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。</p> <p>3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるもの</p>	<p>については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。</p> <p>(7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。</p> <p>2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p> <p>(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。</p> <p>(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</p> <p>3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるもの</p>
--	--

<p>とする。</p> <p>一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。</p> <p>二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</p> <p>三 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。</p>	<p>とする。</p> <p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</p> <p>(3) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。</p>
<p>(利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第二十六条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。(管理者の責務) ☆準用</p> <p>第五十二条 指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、指定居宅療養管理指導事業</p>	<p>4 指定居宅療養管理指導事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第27条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。(管理者の責務) ☆準用</p> <p>第57条 指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、指定居宅療養管理指導事業所</p>

<p>所の従業者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者がこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第九十条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 五 その他運営に関する重要事項 <p>(勤務体制の確保等) ☆準用</p> <p>第三十条 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、居宅療養管理指導</p>	<p>の従業者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者が第6章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第98条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 (5) 事故発生時における対応方法 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) 成年後見制度の活用支援 (8) 苦情解決体制の整備 (9) その他運営に関する重要事項 <p>(勤務体制の確保等) ☆準用</p> <p>第32条 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、居宅療養管理指導</p>
--	---

<p>従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定居宅療養管理指導事業者の居宅療養管理指導従業者によって指定居宅療養管理指導を提供しなければならぬ。</p> <p>3 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。</p> <p>(衛生管理等) ☆準用</p> <p>第三十一条 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>(掲示) ☆準用</p> <p>第三十二条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならぬ。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第三十三条 指定居宅療養管理指導事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業</p>	<p>従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定居宅療養管理指導事業者の居宅療養管理指導従業者によって指定居宅療養管理指導を提供しなければならぬ。</p> <p>3 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</p> <p>4 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等) ☆準用</p> <p>第33条 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>(掲示) ☆準用</p> <p>第34条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、重要項に関する規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならぬ。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第35条 指定居宅療養管理指導事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務</p>
---	--

<p>務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>3 指定居宅療養管理指導事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p> <p>第三十五条 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p> <p>第三十六条 指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならぬ。</p> <p>3 指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた</p>	<p>上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>3 指定居宅療養管理指導事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p> <p>第37条 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p> <p>第38条 指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならぬ。</p> <p>3 指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場</p>
--	--

<p>場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定居宅療養管理指導事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。</p> <p>以下同じ。）が行う法第七十六條第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定居宅療養管理指導事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>（地域との連携） ☆準用</p> <p>第三十六條の二 指定居宅療養管理指導事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（事故発生時の対応） ☆準用</p> <p>第三十七條 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければ</p>	<p>合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定居宅療養管理指導事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六條第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定居宅療養管理指導事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>（地域との連携） ☆準用</p> <p>第三十九條 指定居宅療養管理指導事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（事故発生時の対応） ☆準用</p> <p>第四十條 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければ</p>
---	---

<p>ならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分) ☆準用</p> <p>第三十八条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第九十条の二 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その売結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>三 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>らない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分) ☆準用</p> <p>第41条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第99条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その売結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第32条第1項に規定する勤務の体制等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>
--	---

<p>四 次条において準用する第三十七條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第九十一條 第八條から第十三條まで、第十六條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十六條、第三十條から第三十三條まで、第三十五條から第三十八條まで、第五十二條及び第六十四條の規定は、指定居宅療養管理指導の事業において準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第八條中「第二十九條」とあるのは「第九十條」と、第十三條中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十八條中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一條 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置) <u>(略)</u></p>	<p>(5) 次条において準用する第40條第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(6) 法第40條に規定する介護給付及び第95條第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第100條 第8條から第13條まで、第16條、第18條、第19條、第21條、第27條、第32條から第35條まで、第37條から第41條まで、第57條及び第70條の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第8條第1項中「第30條」とあるのは「第98條」と、第13條中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第18條中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第57條第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1條 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>(経過措置) <u>(略)</u></p>
---	---

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
 (介護予防居宅療養管理指導関係部分)

省令(新)	岡山市条例(旧)	岡山市条例(新)案
<p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(平成十八年三月十四日) (厚生労働省令第三十五号)</p> <p>第一章 総則 (趣旨)</p> <p>第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～九 (略)</p>	<p>岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月19日 岡山市条例第90号</p> <p>第一章 総則 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第115条の2第2項第1号の規定に基づき、指定介護予防サービス事業</p>	<p>岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月19日 岡山市条例第90号</p> <p>第一章 総則 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第115条の2第2項第1号の規定に基づき、指定介護予防サービス事業</p>

<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業者を行う者をいう。</p> <p>二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。</p> <p>三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定</p>	<p>者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業者を行う者をいう。</p> <p>(2) 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(3) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(4) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現</p>	<p>者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業者を行う者をいう。</p> <p>(2) 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(3) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(4) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現</p>
---	---	---

<p>介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。</p> <p>五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p>	<p>に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。</p> <p>(6) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(6) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(8) 基準省令 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)をいう。</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p>	<p>に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。</p> <p>(6) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(6) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(8) 基準省令 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)をいう。</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p>
--	--	--

	<p>第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。</p> <p>2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事</p>	<p>第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。</p> <p>2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事</p>
--	---	---

<p>第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。</p>	<p>業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>6 指定介護予防サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケ</p>
<p>業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター（法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>6 指定介護予防サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケ</p>	<p>業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター（法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>6 指定介護予防サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケ</p>	<p>業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター（法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>6 指定介護予防サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケ</p>

<p>第二章～第五章 (略)</p> <p>第六章 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第八十七条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれて</p>	<p>ア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</p> <p>第二章～第五章 (略)</p> <p>第六章 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第89条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問</p>	<p>ア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</p> <p>第二章～第五章 (略)</p> <p>第六章 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第89条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問</p>
--	---	---

<p>いる環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>第八十八条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所</p> <p>イ 医師又は歯科医師</p> <p>ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養</p>	<p>して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第九十条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所</p> <p>ア 医師又は歯科医師</p> <p>イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅</p>	<p>して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第九十条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所</p> <p>ア 医師又は歯科医師</p> <p>イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅</p>
---	--	--

管理指導の内容に応じた適當数	療養管理指導の内容に応じた適當数	療養管理指導の内容に応じた適當数
<p>二 薬局である指定介護予防防居室療養管理指導 事業所 薬剤師</p> <p>三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護 ステーション（指定居宅サービス等基準第六十 条第一項にいう指定訪問看護ステーションを いう。）及び指定介護予防訪問看護ステーション をいう。以下この章において同じ。）である 指定介護予防防居室療養管理指導事業所 看護 職員</p> <p>2 指定介護予防防居室療養管理指導事業者が指定 居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基 準第八十五条第一項に規定する指定居宅療養管 理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せ て受け、かつ、指定介護予防防居室療養管理指導の 事業と指定居宅療養管理指導（指定居宅サービ ス等基準第八十四条に規定する指定居宅療養管理 指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業 所において一体的に運営されている場合につい ては、指定居宅サービス等基準第八十五条第一項 に規定する人員に関する基準を満たすことをも</p>	<p>（2）薬局である指定介護予防防居室療養管理指 導事業所 薬剤師</p> <p>（3）指定訪問看護ステーション等（指定訪問看 護ステーション（指定居宅サービス等基準条 例第66条第1項にいう指定訪問看護ステ ーションをいう。）及び指定介護予防訪問看 護ステーションをいう。以下この章において 同じ。）である指定介護予防防居室療養管理指 導事業所 看護職員</p> <p>2 指定介護予防防居室療養管理指導事業者が指 定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービ ス等基準条例第93条第1項に規定する指定居 宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の 指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居室療 養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（指 定居宅サービス等基準条例第92条に規定す る指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。） の事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合については、指定居宅サービ ス等基準条例第93条第1項に規定する人員</p>	<p>（2）薬局である指定介護予防防居室療養管理指 導事業所 薬剤師</p> <p>（3）指定訪問看護ステーション等（指定訪問看 護ステーション（指定居宅サービス等基準条 例第66条第1項にいう指定訪問看護ステ ーションをいう。）及び指定介護予防訪問看 護ステーションをいう。以下この章において 同じ。）である指定介護予防防居室療養管理指 導事業所 看護職員</p> <p>2 指定介護予防防居室療養管理指導事業者が指 定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービ ス等基準条例第93条第1項に規定する指定居 宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の 指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居室療 養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（指 定居宅サービス等基準条例第92条に規定す る指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。） の事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合については、指定居宅サービ ス等基準条例第93条第1項に規定する人員</p>

<p>って、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第八十九条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第八十六条第一項に規定する設備に関する基準をみたすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第三節 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第91条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有するほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を受けて受ける場合、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第94条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第三節 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第91条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有するほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を受けて受ける場合、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第94条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
--	---	---

<p>第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p> <p>第四十九条の二 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第九十一条に規定する重要事項に関する規程の概要、指定介護予防居宅療養管理指導 従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」といふ。）により提供することができる。この場合</p>	<p>第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p> <p>第8条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第93条に規定する重要事項に関する規程の概要、指定介護予防居宅療養管理指導 従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」といふ。）により提供すること</p>	<p>第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) ☆準用</p> <p>第51条の2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第93条に規定する重要事項に関する規程の概要、指定介護予防居宅療養管理指導 理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」といふ。）により提供すること</p>
--	--	---

<p>において、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定介護予防居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 指定介護予防居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線に供し、当該利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防居</p>	<p>とができる。この場合において、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定介護予防居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 指定介護予防居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防居</p>	<p>とができる。この場合において、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定介護予防居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 指定介護予防居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防居</p>
---	--	--

<p>は、指定介護予防居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次</p>	<p>は、指定介護予防居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次</p>	<p>は、指定介護予防居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次</p>	<p>は、指定介護予防居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次</p>
---	---	---	---

<p>込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち<u>指定介護予防居室療養管理指導事業者</u>が使用するもの</p>	<p>に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち<u>指定介護予防居室療養管理指導事業者</u>が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p>	<p>に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち<u>指定介護予防居室療養管理指導事業者</u>が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p>
<p>6 前項の規定による承諾を得た<u>指定介護予防居室療養管理指導事業者</u>は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p><u>第四十九条の三 指定介護予防居室療養管理指導事業者</u>は、正当な理由なく<u>指定介護予防居室療養管理指導</u>の提供を拒んでならない。</p>	<p>6 前項の規定による承諾を得た<u>指定介護予防居室療養管理指導事業者</u>は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第9条 <u>指定介護予防居室療養管理指導事業者</u>は、正当な理由なく<u>指定介護予防居室療養管理指導</u>の提供を拒んでならない。</p>	<p>6 前項の規定による承諾を得た<u>指定介護予防居室療養管理指導事業者</u>は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p><u>第51条の3 指定介護予防居室療養管理指導事業者</u>は、正当な理由なく<u>指定介護予防居室療養管理指導</u>の提供を拒んでならない。</p>

<p>(サービス提供困難時の対応) ☆準用</p> <p>第四十九条の四 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勧奨し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第四十九条の五 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。</p>	<p>(サービス提供困難時の対応) ☆準用</p> <p>第10条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勧奨し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者(法第8条の2第18項に規定する介護予防支援を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定介護予防居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第11条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。</p>	<p>(サービス提供困難時の対応) ☆準用</p> <p>第51条の4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勧奨し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者(法第8条の2第18項に規定する介護予防支援を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定介護予防居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第51条の5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。</p>
---	---	---

<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の被保険者証に、法第一百五十五条の第三項の規定により認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査意見に配慮して、指定介護予防居宅療養管理指導を提供するように努めなければならない。</p>	<p>(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第四十九条の六 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよ</p>
<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査意見に配慮して、指定介護予防居宅療養管理指導を提供するように努めなければならない。</p>	<p>(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第12条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前には</p>
<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査意見に配慮して、指定介護予防居宅療養管理指導を提供するように努めなければならない。</p>	<p>(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第51条の6 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前には</p>

<p>う、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握) ☆準用</p> <p>第四十九条の七 指定介護予防居宅療養管理指導</p> <p>事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。))第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(介護予防支援事業者等との連携) ☆準用</p> <p>第六十七条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医</p>	<p>なされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握) ☆準用</p> <p>第13条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年市条例第32号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。))第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(介護予防支援事業者等との連携) ☆準用</p> <p>第69条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導を提供するに当たっては、介護予防支援事業者、地域包</p>	<p>なされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握) ☆準用</p> <p>第51条の7 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年市条例第32号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。))第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(介護予防支援事業者等との連携) ☆準用</p> <p>第69条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導を提供するに当たっては、介護予防支援事業者、地域包</p>
--	---	---

<p>療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(介護予防サービス費の支給を受けるための援助) ☆準用</p> <p>第十五条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届ける</p>
<p>括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(介護予防サービス費の支給を受けるための援助) ☆準用</p> <p>第十五条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(同条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)</p>
<p>括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(介護予防サービス費の支給を受けるための援助) ☆準用</p> <p>第十五条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(同条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)</p>

<p>こと等により、介護予防サービス費の支給を受け ることができ旨を説明すること、介護予防支援 事業者に関する情報を提供することその他の介 護予防サービス費の支給を受けるために必要な 援助を行わなければならない。</p>	<p>(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提 供) ☆準用</p> <p>第四十九條の十 指定介護予防居宅療養管理指導 事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八 十三條の九第一号ハ及びニに規定する計画を含 む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該 計画に沿った指定介護予防居宅療養管理指導を 提供しなければならない。</p>	<p>(身分を証する書類の携行) ☆準用</p> <p>第四十九條の十二 指定介護予防居宅療養管理指 導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導従業 者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はそ の家族から求められたときは、これを提示すべき 旨を指導しなければならない。</p>
<p>の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を 市町村に対して届け出ること等により、介護予 防サービス費の支給を受けることができる旨 を説明すること、介護予防支援事業者に関する 情報を提供することその他の介護予防サービ ス費の支給を受けるために必要な援助を行わ なければならない。</p>	<p>(介護予防サービス計画に沿ったサービスの 提供) ☆準用</p> <p>第16條 指定介護予防居宅療養管理指導事業 者は、介護予防サービス計画が作成されている 場合は、当該計画に沿った指定介護予防居宅療 養管理指導を提供しなければならない。</p>	<p>(身分を証する書類の携行) ☆準用</p> <p>第18條 指定介護予防居宅療養管理指導事業 者は、指定介護予防居宅療養管理指導従業者に 身分を証する書類を携行させ、利用者又はその 家族から求められたときは、これを提示すべき 旨を指導しなければならない。</p>
<p>の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を 市町村に対して届け出ること等により、介護予 防サービス費の支給を受けることができる旨 を説明すること、介護予防支援事業者に関する 情報を提供することその他の介護予防サービ ス費の支給を受けるために必要な援助を行わ なければならない。</p>	<p>(介護予防サービス計画に沿ったサービスの 提供) ☆準用</p> <p>第51條の10 指定介護予防居宅療養管理指 導事業者は、介護予防サービス計画が作成され ている場合は、当該計画に沿った指定介護予防 居宅療養管理指導を提供しなければならない。</p>	<p>(身分を証する書類の携行) ☆準用</p> <p>第51條の12 指定介護予防居宅療養管理指 導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導従 業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又 はその家族から求められたときは、これを提示 すべき旨を指導しなければならない。</p>

<p>(サービス提供の記録) ☆準用</p> <p>第四十九条の十三 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定介護予防居宅療養管理指導について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p>	<p>(サービス提供の記録) ☆準用</p> <p>第19条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定介護予防居宅療養管理指導について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p>	<p>(サービスの提供の記録) ☆準用</p> <p>第51条の13 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定介護予防居宅療養管理指導について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p>
<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際に、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第九十条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予</p>	<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介</p>	<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介</p>

<p>防居室療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居室療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居室療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>介護予防居室療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居室療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居室療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>介護予防居室療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居室療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居室療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>
<p>2 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居室療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居室療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居室療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにならなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居室療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居室療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居室療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにならなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居室療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居室療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居室療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにならなければならない。</p>
<p>3 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定介護予防居室療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を</p>	<p>3 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定介護予防居室療養管理指導の提供に要する交通費の額の</p>	<p>3 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定介護予防居室療養管理指導の提供に要する交通費の額の</p>

<p>利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆ 準用</p> <p>第五十条の二 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆ 準用</p> <p>第五十条の三 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に</p>	<p>支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆ 準用</p> <p>第21条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆ 準用</p> <p>第24条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町</p>	<p>支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆ 準用</p> <p>第52条の2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆ 準用</p> <p>第52条の3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を</p>
---	--	--

<p>通知しなければならぬ。</p> <p>一 正当な理由なしに<u>指定介護予防居宅療養管理指導</u>の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (管理者の責務) ☆準用</p> <p>第五十二条 <u>指定介護予防居宅療養管理指導事業</u></p> <p><u>所</u>の管理者は、<u>指定介護予防居宅療養管理指導事業</u>の従業者の管理及び<u>指定介護予防居宅療養管理指導</u>の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 <u>指定介護予防居宅療養管理指導事業</u>の管理者は、<u>指定介護予防居宅療養管理指導事業</u>の従業者はこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>村に通知しなければならぬ。</p> <p>(1) 正当な理由なしに<u>指定介護予防居宅療養管理指導</u>の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (管理者の責務) ☆準用</p> <p>第54条 <u>指定介護予防居宅療養管理指導事業</u></p> <p><u>所</u>の管理者は、<u>指定介護予防居宅療養管理指導事業</u>の従業者の管理及び<u>指定介護予防居宅療養管理指導</u>の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 <u>指定介護予防居宅療養管理指導事業</u>の管理者は、<u>指定介護予防居宅療養管理指導事業</u>の従業者に第6章第4節及び第5節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>市町村に通知しなければならぬ。</p> <p>(1) 正当な理由なしに<u>指定介護予防居宅療養管理指導</u>の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (管理者の責務) ☆準用</p> <p>第54条 <u>指定介護予防居宅療養管理指導事業</u></p> <p><u>所</u>の管理者は、<u>指定介護予防居宅療養管理指導事業</u>の従業者の管理及び<u>指定介護予防居宅療養管理指導</u>の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 <u>指定介護予防居宅療養管理指導事業</u>の管理者は、<u>指定介護予防居宅療養管理指導事業</u>の従業者に第6章第4節及び第5節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>
---	--	--

<p>(運営規程)</p> <p>第九十一条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第93条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第93条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
<p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び</p>	<p>利用料その他の費用の額</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び</p>	<p>利用料その他の費用の額</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び</p>
<p>五 その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等) ☆準用</p> <p>第五十二条の二 指定介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供できるように、指定介護予防居宅療養管理指導事業所に、指定介護予防居</p>	<p>事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供できるように、指定介護予防居宅療養管理指導事業所に、指定介護</p>
<p>五 その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等) ☆準用</p> <p>第五十二条の二 指定介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供できるように、指定介護予防居宅療養管理指導事業所に、指定介護</p>	<p>事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供できるように、指定介護予防居宅療養管理指導事業所に、指定介護</p>

<p>療養管理指導従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の指定介護予防居宅療養管理指導従業者によって指定介護予防居宅療養管理指導を提供しなければならぬ。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。</p>	<p>宅療養管理指導従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の指定介護予防居宅療養管理指導従業者によって指定介護予防居宅療養管理指導を提供しなければならぬ。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。</p>	<p>（衛生管理等） ☆準用</p> <p>第五十二条の三 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p>
<p>療養管理指導従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の指定介護予防居宅療養管理指導従業者によって指定介護予防居宅療養管理指導を提供しなければならぬ。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。</p>	<p>防居宅療養管理指導従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の指定介護予防居宅療養管理指導従業者によって指定介護予防居宅療養管理指導を提供しなければならぬ。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。</p>	<p>（衛生管理等） ☆準用</p> <p>第55条の3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p>

<p>がないよう、必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p> <p>第五十三条の七 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、介護予防支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p> <p>第五十三条の八 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、提供した指定介護予防居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならぬ。</p>	<p>らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p> <p>第34条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、介護予防支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスの利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p> <p>第35条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、提供した指定介護予防居宅療養管理指導に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならぬ。</p>	<p>らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用</p> <p>第55条の7 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、介護予防支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスの利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p> <p>第55条の8 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、提供した指定介護予防居宅療養管理指導に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならぬ。</p>
---	---	---

<p>ればならない。</p> <p>2 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、提供した指定介護予防居室療養管理指導に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、提供した指定介護予防居室療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二</p>	<p>ければならない。</p> <p>2 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、提供した指定介護予防居室療養管理指導に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、提供した指定介護予防居室療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二</p>	<p>じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、提供した指定介護予防居室療養管理指導に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防居室療養管理指導事業者は、提供した指定介護予防居室療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二</p>
--	---	---

<p>号) 第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。) が行う法第七十六條第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>9 2号) 第4 5条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。) が行う法第七十六條第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>9 2号) 第4 5条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。) が行う法第七十六條第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
<p>6 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆準用</p>	<p>6 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆準用</p>	<p>6 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆準用</p>
<p>第五十三條の九 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) ☆準用</p> <p>第五十三條の十 指定介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>第3 6条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) ☆準用</p> <p>第3 7条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者</p>	<p>第5 5條の9 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) ☆準用</p> <p>第5 5條の10 指定介護予防居宅療養管理指導</p>

<p>事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分) ☆準用</p> <p>第五十三條の十一 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第九十二條 指定介護予防居宅療養管理指導事業</p>	<p>者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分) ☆準用</p> <p>第38條 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第94條 指定介護予防居宅療養管理指導事業</p>	<p>導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分) ☆準用</p> <p>第55條の11 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第94條 指定介護予防居宅療養管理指導事業</p>
--	---	---

<p>者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなくてはならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する<u>第四十九条の十三第二項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 次条において準用する<u>第五十条の三</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>三 次条において準用する<u>第五十三条の八第二項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第五十三条の十第二項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなくてはならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第29条第1項に規定する勤務の体制等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(6) 法第52条に規定する予防給付及び第92条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p>	<p>者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなくてはならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する<u>第51条の13第二項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第52条の3</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する<u>第55条の2第1項</u>に規定する勤務の体制等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第55条の8第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第55条の10第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(6) 法第52条に規定する予防給付及び第92条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p>
---	--	---

<p>(準用)</p> <p>第九十三条 <u>第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の十、第四十九条の十二、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二から第五十三条の五まで、第五十三条の七から第五十三条の十一まで</u>及び第六十七条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、これらの規定中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、<u>第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第九十一条」と、<u>第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、<u>第四十九条の十二中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、<u>第五十三条の三</u>中「<u>介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等</u>」とあるのは「<u>設備及び備品等</u>」と読み替えるものとする。</u></u></u></p>	<p>(準用)</p> <p>第95条 第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第8条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第93条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第18条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第44条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第6章第4節及び第5節」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第95条 <u>第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで</u>及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防居宅療養管理指導従業者</u>」と、<u>第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第93条」と、<u>第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、<u>第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第6章第4節及び第5節」と、<u>第55条の3第2項中「<u>介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等</u>」とあるのは「<u>設備及び備品等</u>」と読み替えるものとする。</u></u></u></u></p>
<p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法</p>	<p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法</p>	<p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法</p>

<p>関する基準</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)</p>	<p>関する基準</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)</p>	<p>関する基準</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)</p>
<p>第九十四条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自ら提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>第九六条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>第九六条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p>

<p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要十分な情報提供者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。</p> <p>二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等につ</p>	<p>5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができないように支援しなければならない。</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第97条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要十分な情報提供者並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。</p> <p>(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事</p>	<p>5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができないように支援しなければならない。</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第97条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要十分な情報提供者並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。</p> <p>(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事</p>	<p>5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができないように支援しなければならない。</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第97条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要十分な情報提供者並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。</p> <p>(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事</p>
---	---	---	---

<p>いて、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。</p> <p>三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。</p> <p>四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要ない情報提供又は助言を行うものとする。</p> <p>五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行われなければならない。</p> <p>六 前号の場合において、サービス担当者会議へ</p>	<p>項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</p> <p>(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。</p> <p>(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要ない情報提供又は助言を行うこと。</p> <p>(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行われなければならないこと。</p> <p>(6) 前号の場合において、サービス担当者会議</p>	<p>項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</p> <p>(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。</p> <p>(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要ない情報提供又は助言を行うこと。</p> <p>(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行われなければならないこと。</p> <p>(6) 前号の場合において、サービス担当者会議</p>
--	---	---

<p>の参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>七 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防在宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。</p> <p>2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防在宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防在宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局薬剤師による指定介護予防在宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。</p> <p>二 指定介護予防在宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用</p>	<p>への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。</p> <p>(7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防在宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。</p> <p>2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防在宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防在宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局薬剤師による指定介護予防在宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。</p> <p>(2) 指定介護予防在宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、</p>	<p>への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。</p> <p>(7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防在宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。</p> <p>2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防在宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防在宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局薬剤師による指定介護予防在宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。</p> <p>(2) 指定介護予防在宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、</p>
--	---	---

<p>者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</p> <p>四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防防居室療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。</p>	<p>利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。</p> <p>(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防防居室療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</p>	<p>利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。</p> <p>(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防防居室療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</p>	<p>利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。</p> <p>(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防防居室療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</p>
<p>3 看護職員の行う指定介護予防防居室療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防防居室療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。</p> <p>二 指定介護予防防居室療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項につ</p>	<p>3 看護職員の行う指定介護予防防居室療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防防居室療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。</p> <p>(2) 指定介護予防防居室療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事</p>	<p>3 看護職員の行う指定介護予防防居室療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防防居室療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。</p> <p>(2) 指定介護予防防居室療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事</p>	<p>3 看護職員の行う指定介護予防防居室療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防防居室療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。</p> <p>(2) 指定介護予防防居室療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事</p>
<p>者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p> <p>三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</p> <p>四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防防居室療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。</p>	<p>利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。</p> <p>(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防防居室療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</p>	<p>利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。</p> <p>(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防防居室療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</p>	<p>利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。</p> <p>(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防防居室療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</p>

<p>いて、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</p> <p>三 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置) (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第一条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u> <u>(略)</u></p>	<p>項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</p> <p>(3) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置) (略)</p>	<p>項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</p> <p>(3) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置) (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第一条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u> <u>(略)</u></p>
---	--	---